

「食品アクセス」を拠点の重点業務に位置付け

東京都内の農業生産の状況や大消費地としての食料調達の実態に即して、拠点業務の重点分野を見直し。令和6年度から「食品アクセス」に取り組んでいく体制を構築し、各種施策を推進。

○ 施策分類

消費者対策

○ きっかけ・背景、課題の把握

東京都拠点でも、他拠点と同様に生産現場に向けた活動を展開してきたが、規模が小さい生産者が多い都内では農林水産省の事業の活用結びつくケースが少なかった。一方、全国で最も人口が多い東京には、「食品アクセス」に関する様々な懸念が存在しており、それに目を向けることも農林水産省の地方機関としての使命であると考えた。

○ 取組の内容

地方参事官を含むチーム（4名）において、都内における生産、物流、消費等について調査・考察。その結果、拠点レベルでも直ちにできる取組として、まずは買物弱者や生活困窮者に対する支援に注力すべきと結論。

○ 効果・成果、今後の方向性

令和6年度からは、「食品アクセス」への対応を当拠点の業務の柱の1つとして取り組む。特に、フードバンク、こども食堂等の団体、自治体担当部局、社会福祉協議会とも関係を深めつつ、更なる実態把握を図るとともに、関係施策を推進する。（その他の「食品アクセス」に関する論点についても、引き続き調査・課題の掘起しを実施。）



フードパントリーでの
食品提供



買物弱者に向けた
移動販売

体制図

<令和6年度以降>

